

令和6年度「信用保証料」の助成金について

(一社)鳥取県トラック協会

1. 対象保証料

- (1) 鳥取県信用保証協会に支払う「鳥取県の経営体質強化資金制度融資・経営安定支援借換資金制度融資」の保証料
- (2) 国が定めるセーフティーネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号及び同条第6項「危機関連保証」)を受けた融資にかかる信用保証協会保証料
- (3) 国が定める「災害関係保証」(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」に基づき指定された保証)及び「東日本大震災復興緊急保証」(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」に規定する保証)を受けた融資に係る保証料
- (4) 原油・原材料価格の変動、景気悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした鳥取県が定めるセーフティーネット制度融資に係る保証
- (5) 令和6年4月1日から令和7年2月28日までの支払保証料

2. 助成金額

支払保証料の2分の1の額(円未満切捨て)で、20万円を限度とする。

3. 申請締切日と最終期限

- (1) 締切日：7月10日
- (2) 締切日：10月10日
- (3) 締切日：1月10日
- (4) 最終期限：令和7年3月3日

4. 申請書類

- (1) 信用保証協会保証料助成申請書
- (2) 「信用保証決定のお知らせ」(お客様用)(写)
- (3) 信用保証料の支払を証するもの(写)
- (4) 「セーフティーネット保証に係る認定書」(写)「※セーフティーネット保証の場合」

5. 申請をされる方は、交付要綱・申請書類・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL：<https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html>

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 (担当：宮本) TEL 0857-22-2694